

塩谷町告示第 76 号

塩谷町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱の一部を改正する告示

令和6年4月25日

告示第14号

塩谷町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱(平成30年塩谷町告示第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付申請_____)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 _____犬及び猫の避妊等手術費補助金交付申請書_____ (別記様式第1号)に避妊等手術を実施した獣医師の証明を受け、<u>原則として手術後1月以内に町長に提出しなければならない</u>。この場合において、獣医師の証明により、実績報告があったものとみなす。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(補助金の請求)</u></p>	<p>(交付申請<u>及び請求</u>)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 <u>原則として手術後1月以内に</u>犬及び猫の避妊等手術費補助金交付申請書<u>兼請求書</u>(別記様式第1号)に避妊等手術を実施した獣医師の証明を受け、<u>掲げる書類を添付し、</u>_____町長に提出しなければならない。この場合において、獣医師の証明により、実績報告があったものとみなす。</p> <p><u>(1) 補助対象経費の領収書、内訳書等</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めるもの</u></p> <p>(交付決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 町長は、前項に規定する交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。</u></p>

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、犬及び猫の避妊等手術費補助金交付請求書(別記様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 交付確定指令書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 (略)

(その他)

第8条 (略)

別記様式第1号(第4条関係)

(略)

別記様式第2号及び別記様式第3号 削除

別記様式第4号(第18条関係)

(略)

(補助金の返還)

第6条 (略)

(その他)

第7条 (略)

別記様式第1号(第4条関係)

(略)

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

年 月 日

塩谷町長 様

申請者 住所

ふりがな  
氏 名 ㊟  
電話番号

犬及び猫の避妊等手術費補助金交付申請書兼請求書

年度において、犬及び猫の（ 避妊 ・ 去勢 ）避妊等手術費補助金を交付されるよう、塩谷町補助金等交付規則第4条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。また、補助要件審査のため、「住民登録情報」及び「世帯員の町税の納付状況」を調査することに同意し、交付決定があったのち、本書をもって請求いたします。

補助金交付 申請額	円（100円未満切捨て）		
種別	犬 ・ 猫	名前	
年齢	歳	種類	
体格	大 ・ 中 ・ 小	毛色	
※犬の場合に記入	登録番号 第 号	狂犬病予防注射済票番号	年度 第 号
実施証明欄 (獣医師記入)	手術年月日	年 月 日	手術費総額 円
	上記のとおり（犬・猫）の（避妊・去勢）手術を実施したことを証明します。 年 月 日 獣医師住所 動物病院名 獣医師氏名 ㊟		

振込先 ※申請者名義の 口座に限る	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	銀行・信用組合 農業協同組合
	支店名	支店・出張所・営業部
	預金種別	普通 ・ ( )
	口座番号	

添付書類

1. 領収書、内訳書等の写し（注射日等が記載されているもの）